様式3 (審査基準)

法令名	学校教育法(昭和22年法律第26号)
根拠条項	第134条第2項
申請に対する 許認可等の概要	各種学校の設置の認可
審査基準	私立各種学校の設置の認可については、各種学校規程(昭和31年 文部省令第31号)その他の関係法令のほか、次の基準によって審査 する。 なお、私立各種学校の設置者は、この審査基準より低下した状態 にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図るこ とに努めなければならない。 1 設置者 設置者は、学校法人又は準学校法人を原則とすること。ただし、 申請時において施設及び設備の整備に要する経費及び学校の開設 年度の経常経費に相当する資金(借入金を除く。)を保有し、かつ、 次年度以降の経常経費に借入金を充てるものでない者にあっては、 この限りでないこと。 2 名 称 既設校の名称とまぎらわしくないものであること。 3 生徒定員 生徒定員は、地域の実情等を勘案して、学校運営上適切な規模 であること。 4 施設及び設備 (1) 校地及び校舎は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、 次のいずれかに該当し、かつ教育上支障がないと認められる場 合は、この限りでないこと。 ア 国又は地方公共団体から借用するとき。 イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合で、借用期 間が 20 年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永 続的かつ安定的な利用が可能であるとき。 (2) 前号の校地の借用については、借地権が登記されることを条
# <i>With</i> = 0	件とすること。ただし、国又は地方公共団体からの借用につい
基準変更日	平成 30 年 2 月 27 日

様式3 (審査基準)

塚八3 (番旦基準)	
法令名	学校教育法(昭和22年法律第26号)
根拠条項	第134条第2項
申請に対する 許認可等の概要	各種学校の設置の認可
審査基準	ては、この限りでないこと。 (3) 設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別な事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。 (4) 校舎として使用する建物は、原則として各種学校の教育以外の目的に使用する施設を含まないものとすること。 (5) 校地及び校舎は、原則として同一の敷地内又は隣接地にあること。 (6) 施設及び設備については、学校間の共用は認めないこと。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、その一部について共用を認めることができること。 5 審査の特例学校法人又は準学校法人が行う各種学校の設置の認可については、上記のほか、それぞれ学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準(Ⅱに係るものに限る。)又は準学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準(Ⅱに係る審査基準に準じ審査する。
基準変更日	平成 30 年 2 月 27 日